

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 697 号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事及び教育委員会教育長からの通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 15 日

大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野 恭	子
大分県監査委員	鴛 海 豊	
大分県監査委員	戸 高 賢	史

○ 措置状況の概要

令和3年度包括外部監査結果（令4. 3. 31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について」

(2) 概要

部 局	監査の結果及び意見 (件数)		措置の内容 (件数)		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行/検討)
総 務 部	結 果	3	3	0	0
	意 見	0	0	0	0
福 祉 保 健 部	結 果	8	7	0	1 (1/0)
	意 見	0	0	0	0
生 活 環 境 部	結 果	6	6	0	0
	意 見	0	0	0	0
商工観光労働部	結 果	4	4	0	0
	意 見	0	0	0	0
農 林 水 産 部	結 果	10	10	0	0
	意 見	0	0	0	0
土 木 建 築 部	結 果	3	3	0	0
	意 見	0	0	0	0
教 育 庁	結 果	32	30	0	2 (2/0)
	意 見	0	0	0	0
合 計	結 果	66	63	0	3 (3/0)
	意 見	0	0	0	0

令和4年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について)

部 局	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
【事業1】 モバイルワーク推進事業			
総務部	<p>【結果】指摘 1-1 平常時におけるタブレット端末の有効活用について 平常時の業務ではタブレット端末をあまり使用しない部署において、平常時の有効活用を検討されたい。</p>	<p>平常時の業務であまり使用しない部署について、使用頻度の高い部署に再配置を行った。 また、防災対策企画課については、災害時等に備えて再配置を行わなかったが、緊急時には直ちに返却することを条件に、令和4年1月から配備端末5台全てを全庁向けに貸出しできるようにした。 【対応済】</p>	報告書 15 ページ
	<p>【結果】指摘 1-2 e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）の利用促進について e-オフィス（大分県のグループウェアの名称）のスマホ利用の促進を図られたい。また、スマホ利用に限らずタブレット端末においても、あらゆる職員が庁外で問題なく活用できる程度のレベルまで習熟度を高めていただきたい。</p>	<p>令和4年1月に全庁に利用手続について周知したこともあり、登録者数は令和3年6月30日時点では2,257人であったが、令和3年度末時点では2,872人と、615人増加した。今後も登録者数の増加に努める。 また、令和4年1月と4月に全庁にスマホ利用の制度及び利便性等を周知するとともに、同年4月に最新のAndroidやiOSに対応した職員用マニュアルを拡充し、利用促進を図った。 さらに、令和4年5月に職員の習熟度を高める取組として、登録者のうち半年間利用していない者を対象に、スマホ等でe-オフィスにログインして訓練用メールアドレスあて返信する方法で基本操作の確認訓練を行った。その際、パスワード忘れ等で利用できない者に対しては、パスワードの初期化等を行い、緊急時にスマホ等を使用できる状態に改善した。 【対応済】</p>	報告書 15 ページ

<p>総務部</p>	<p>【結果】指摘 1-3 タブレット端末の利便性を高める方策について</p> <p>タブレット端末を活用するにあたり、地方出先機関等の現場職員（ユーザー）の利便性をさらに向上させる方策がないか検討されたい。</p>	<p>本県では、個人番号利用事務以外の事務については、事務所外でのモバイル端末等の使用を認めているが、個人番号利用事務については、個人情報保護の観点から、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を容易に閲覧できないよう個人番号を取り扱う区域を明確にする必要があるため、これを禁止している。これは国の「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」にも明記されており、全国で同様の取扱いがなされている。</p> <p>また、資料閲覧用のオフライン端末の全庁導入については、端末自体にデータを保存するため、どのような対策を講じても情報漏洩のリスクは残ることから、未実施としている。</p> <p>セキュリティと利便性の向上はトレードオフの関係にあり、慎重な検討が必要となるが、他方、現場の情報を即座に集約し施策に反映させる等、業務の効率化・迅速化を図るためのデジタル技術の活用は今後、益々求められることから、モバイル端末等を活用した職員の利便性の向上策については、引き続き様々な検討を進めていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 16 ページ</p>
------------	---	---	-----------------------

【事業2】介護労働環境改善事業			
福祉保健部	<p>【結果】指摘 2-1 アウトカム指標について</p> <p>当該事業におけるアウトカム指標を離職率低下やICT化事業所の有給休暇取得率向上としている。しかし、当該事業は介護従事者の負担軽減を通じて働きやすい職場環境の整備の支援が目的であり、当該目的に応じた指標とすることが望まれる。</p>	<p>本事業はこれまで、介護ロボット等の導入助成に力を入れてきたが、令和2年度に県が介護サービス事業所を対象に実施した労働実態調査の結果から、介護ロボット等に対する事業所の知識不足や技術不足が、機器の導入効果を実感できない原因であると判断し、導入効果が十分に得られるような取組も必要と考えたところである。</p> <p>そこで、令和5年度から、ICT機器や介護ロボット等の導入効果を検証するため、補助金を活用した事業所の介護従事者を対象にアンケートを実施し、その評価結果を成果指標とする予定である。</p> <p>【検討中(対応進行)】</p>	<p>報告書 21 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 2-2 実績に係る報告書の内容について</p> <p>県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、PDCAサイクルが回ることを意識した見直し・改善が望まれる。</p>	<p>令和4年2月から、事業終了後に介護サービス事業所に対し、補助金交付に必要な事業実績報告書とは別に、機器導入の効果に関する報告書の提出を求め、県として機器導入後における課題等を確認・分析の上、介護DXアドバイザーと情報共有することで、機器導入に関する相談対応や伴走支援等のアドバイザー業務に活かしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 22 ページ</p>

<p>福祉保健部</p>	<p>【結果】指摘 2-3 事業者間における補助金活用の状況について</p> <p>補助金活用の対象となる社会福祉法人等における当該補助金制度の利用の状況についての分析・評価を実施して、当該事業が広く社会福祉法人等の利用者にとって利便性向上に資する事業となるよう県独自の施策の立案・実施が望まれる。</p>	<p>補助金制度の利用状況に関する分析・評価については、令和2年度に県が介護サービス事業所を対象に実施した労働実態調査の結果により、介護ロボットやICT機器が広く普及しないのは介護ロボット等に対する事業所の知識や技術不足が主な要因と判断したところである。</p> <p>そこで、令和4年度から県独自の施策として、新たに介護ロボット等を導入する事業所において介護現場革新推進事業を実施し、大分県社会福祉介護研修センター内に介護ロボット等の導入を支援するアドバイザーを配置した。当該アドバイザーの活用により介護現場で時間の余裕を生み出し、利用者に対する介護サービスの一層の充実を図ることが可能となり、利用者満足度の向上に繋がるものと考えている。</p> <p>また、補助金の交付にあたっては、働きやすい職場環境づくりに意欲的に取り組む事業所を県が評価する「ふくふく認証」の取得に取り組む事業所やこれまで補助を受けたことがない事業所等から優先的に採択し、介護ロボット等が県内で広く普及するよう努めている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 22 ページ</p>
--------------	--	---	-----------------------

【事業3】 保育環境向上支援事業			
福祉保健部	<p>【結果】 指摘 3-1 アウトカム指標について</p> <p>当該事業におけるアウトカム指標として保育士新規登録者数としている。しかし、当該事業は、ICTの活用など業務効率化による「働き方改革」も推進していることから、「働き方改革」に関する指標も設定することが望まれる。</p>	<p>毎年4月1日時点での各保育施設における保育人材の不足数について調査を実施している。これには、働き方改革の推進による離職防止の成果も反映されるため、令和4年度から当該調査結果を新たにアウトカム指標として設定した。</p> <p>また、令和5年度から、ICT補助金を活用した施設を対象に、保育士の働き方に関する満足度を測るアンケートを実施する予定である。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 25 ページ</p>
	<p>【結果】 指摘 3-2 補助金の対象経費について</p> <p>当該事業における補助金の対象経費について、制度趣旨に合致していないと考えられるものがある。当該経費については、補助対象とすべきではない。</p>	<p>保育士の負担軽減に資するICT化推進支援については、システムの導入に伴い必要となる備品としてパソコンやタブレットを購入する場合と、既に導入されているシステムを円滑に活用できるようにシステムの改修等を行う場合を補助対象としてきたところであるが、制度趣旨に鑑み、今後、パソコン等の備品のみ購入は補助対象としない運用に改める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 26 ページ</p>
	<p>【結果】 指摘 3-3 事業の周知について</p> <p>当該事業は、保育士の負担軽減に資する支援システムの導入の他、“改修”についても補助金の対象経費としているが、実績として“改修”に係る補助はなかった。改修を含めたICTの活用方法が検討できるような機会の創出等の工夫が望まれる。</p>	<p>働き方改革の実現には、職員全員の意識改革、施設で抱える課題とその原因の把握、ICTの知識等が必要とされる。そのため、令和4年度から保育施設長を対象に、登降園管理システムの活用や指導要録の電子化に伴うメリット、ICTの活用方法等を包括的に学べる研修を開始した。</p> <p>また、保育施設長や主任保育士等を対象に、自園のシステムの課題整理と最適化を目指す研修を実施し、改修についても本事業の補助対象であることを周知した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 26 ページ</p>

【事業4】障がい者福祉施設整備事業			
福祉保健部	<p>【結果】指摘 4-1 徴求した報告書の活用について 県が徴求する事業実績に係る報告書内容について、PDCAサイクルが回ることを意識した活用方法の検討が望まれる。</p>	<p>令和4年4月から、これまでに本事業で整備した機器等の導入効果（介護職員の身体的負担軽減）について、実績報告書や事業実施主体への聴取り等を確認・分析の上、補助金に応募した事業所の事業計画案を審査する際の参考とした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 31 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 4-2 補助金の交付時期について 当該事業に係る補助金交付が遅延した事案があった。適切な時期の補助金交付となるよう工程管理が望まれる。</p>	<p>同様の遅延事案が発生しないよう、令和4年度から交付決定、額の確定等、補助金交付における各段階の進捗状況を記載した執行管理表及び審査確認リストを作成し、二重チェックのため担当者と上司が共有する方法に改め、適切な執行体制を構築した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 31 ページ</p>
【事業5】私立学校ICT活用授業推進事業			
生活環境部	<p>【結果】指摘 5-1 補助金交付申請に必要な書類であるにもかかわらず不要な書類とした判断について 学校法人による補助金交付申請に必要な見積書の添付を大分県私立学校ICT教育環境整備支援事業費補助金交付要綱にある「実施要領に添付した書類の内容と同一の場合は、添付を省略できる」旨を適用し、見積書の添付無しのまま申請を受理した判断は明らかな誤りである。規則等に準拠して、適切に事業を実施されたい。</p>	<p>当該規定は、申請者及びその発注先の事務負担軽減の観点から、本要綱に加えたところである。今回の適用に当たっては、単価が同一であったことから見積書の添付を省略できると解釈したものであるが、今後は、規則等に準拠し適切に事業を実施することとしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 36 ページ</p>

生活環境部	<p>【結果】指摘 5-2 ICT技術者の人材確保について</p> <p>県は、ICT支援者として相応しいICT関係企業OBなどのICT技術者の人材確保が困難な実態を認識し、補助金交付以外の施策についても検討・実施が望まれる。</p>	<p>ICT技術者の人材確保が困難であることは重要な課題と認識しており、県教委ではICT技術者を採用し育成した上で学校へ派遣を行う事業を実施している。この事業で育成したICT支援員は私立学校においても希望があれば派遣可能であることから、各私立学校へ周知を行っているところである。今後も、県教委と連携し、ICT活用教育の支援に取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 36 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 5-3 私立高校における1人1台端末の整備率について</p> <p>私立高校では、1人1台端末の生徒数に対する整備率は、令和2年度末時点で51%である。100%の県立高校とは大きな格差があり、一層の実効ある施策の検討・実施が望まれる。</p>	<p>私立高校での1人1台端末の整備については、令和2年度に県から県内私立高校を対象に補助対象経費の3分の2を補助したが、生徒数分の端末を整備した学校は一部に留まった。今後は、各学校設置者の意向を確認しながら、生徒自身が端末を購入すること等も含めて、効果的な促進策を検討・実施していきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 37 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 5-4 1人1台端末に係る個人所有タブレットの補助について</p> <p>経済的負担の軽減の観点から、1人1台端末を個人所有タブレットにて対応している場合には、一定の補助金交付をすることについて検討が望まれる。</p>	<p>個人所有端末での1人1台端末の整備を計画・検討する学校が増えている中、端末購入経費の負担については重要な課題であると認識している。国や他県の状況を注視しつつ、支援の方法を検討していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 37 ページ</p>

<p>生活環境部</p>	<p>【結果】指摘 5-5 日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員制度について</p> <p>ICT支援員に係る補助金交付制度が、学校現場が新年度のICT授業に向けた準備で特に繁忙となる年度を跨ぐ時期においてもスムーズに活用できるのか、全国的に不足気味であるICT技術者の確保のための補助金額が妥当なのか、実態を踏まえた検証が望まれる。</p>	<p>本制度は、実績に基づき申請を行う補助制度となっており、補助金の交付を決定する前に、学校が雇用や委託等を行った場合についても、補助金の交付を受けることが可能である。また、補助金額は、全国一律の単価により算出しており、適切な金額であると考えている。</p> <p>ICT技術者の人材確保は重要な課題であるため、今後ともICT支援員の派遣に関する周知等に取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 38 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 5-6 i P a dの購入費用の負担</p> <p>ある学校法人では、平成30年度から県立学校より先んじてICTを利用した教育を実施している。GIGAスクール構想が導入される前からICT教育を実施していることもあり、端末にかかるコストは生徒負担となっている。GIGAスクール構想導入前に購入した分は仕方がないが、導入後においても生徒負担となっていることは平等ではない。県立学校が無償貸与している状況を鑑みれば、私立学校の生徒に対しても端末の購入費用を行政が補助することも検討の余地があると考ええる。</p>	<p>私立高校の1人1台端末の整備については、各学校設置者が公的補助の活用をはじめ、経営状況等も踏まえながら、総合的な判断のもと整備してきた。今後は、生徒自身が端末を購入すること等も含めて計画・検討している学校も多いため、国や他県の状況を注視しつつ、支援の方法を検討していきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 39 ページ</p>

【事業6】ものづくり中小企業I o T化推進事業			
商工観光 労働部	<p>【結果】指摘 6-1 中小製造業の生産性の程度とI o T活用度との関係性</p> <p>当事業が行われている背景に、多くの中小製造業の生産性（従業者1人当たりの付加価値額）が大企業の半分程度となっており、製造業のI o T活用が進んでいない状況にあるといった説明を所管課から受けた。</p> <p>ただ、中小製造業の生産性が高くないのは、製造業の規模、業種、産業構造、販売先（買い手）の交渉力の強さなどとも関係しており、I o Tの活用度合いが生産性の程度に重要な影響を及ぼしているのかどうか理解できなかった。</p> <p>当事業を始めるに当たり、可能な範囲で業種や規模ごとに具体的な課題等を明るみにして、I o T活用と生産性との結びつきや事業効果がより明確になるよう工夫されたい。</p>	<p>令和4年2月発行の「製造業向けI o Tソリューション集」では、企業のI o T導入前の課題等をカテゴリ別に整理した「企業から寄せられた声」のページを設け、紹介した。</p> <p>また、令和4年3月発行の「令和1～3年度ものづくり企業I o Tチャレンジ支援事業事例集」では、取組事例ごとに従業員数やI o T導入の主な成果に絞って記載した「生産性向上POINT」欄を設け、規模に応じた取組・効果が分かりやすくなるように工夫した。</p> <p>各事例集は、企業がI o T導入計画を策定する際に、企業規模に応じた取組と生産性向上との結びつき等を確認するための資料として活用されるよう、県内企業や支援機関等に配布したほか、産業創造機構のHPに掲載し、周知を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 43ページ
	<p>【結果】指摘 6-2 導入ハンドブック（成功事例集）のレイアウト</p> <p>I o T導入ハンドブックには、導入した企業名や導入支援を行った企業名が大きく掲載されており、企業の宣伝本のように見受けられた。読み手がI o T導入を検討しやすい、関心のある項目から読める、といった誌面構成・レイアウトの方が好ましいのではないかと。</p>	<p>令和4年2月発行の「製造業向けI o Tソリューション集」では、冒頭に、I o T導入を目指す企業がそれぞれ抱える業務上の課題22項目に対して、I o T導入を支援するノウハウを持った「スマートものづくり応援隊」各社の提供可能なソリューションが一目で分かる課題別ソリューション一覧表を設けた。次頁以降、応援隊各社の支援事例を掲載することで、I o T導入を検討する企業が、課題に応じたページを選びやすい構成とした。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 43ページ

【事業7】 IT人材確保支援事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 7-1 情報セキュリティに関する講話の参加率の向上について 情報セキュリティに関する講話に関しては、講話内容をより現実味のある内容に改める等により、参加率の向上を図られたい。	今後は、実際に中小企業等において発生した情報セキュリティ事故や外部からの攻撃等、より身近な事例を用いて情報セキュリティ意識を啓発する内容に改めることとしている。 令和4年度については、2月に安価で効果的なセキュリティ対策等をテーマに実施する予定である。 【対応済】	報告書 47 ページ
【事業8】 中小企業等テレワーク導入推進事業			
商工観光 労働部	【結果】指摘 8-1 テレワーク導入企業の導入後のフォローについて 補助金にてテレワークを導入した中小企業において、その後の活用状況についてフォローをされたい。	令和3年度に設置したテレワーク相談窓口において、導入企業の中から抽出した企業に対し、直接訪問やオンラインでの聴き取り等により活用状況を確認している。 また、事業開始後1年が経過した令和3年度末には、全社にテレワークの実施頻度や拡充の有無等のアンケートを実施して活用状況を確認した。 アンケートで把握した課題については、令和4年度に県内6ヶ所で開催した「中小企業等テレワーク導入セミナー・個別相談会」等を通じて解決につなげるため、導入企業に対し、個別に開催通知を発出した。 【対応済】	報告書 54 ページ

【事業9】スマート農業普及拡大事業			
農林水産部	<p>【結果】指摘 9-1</p> <p>実証実験で用いられるスマート農機等の共同利用</p> <p>特定の事業体におけるスマート農機等（新技術）の実証テストでは、農機等は主に当該事業体で使用されている。</p> <p>例えば農機等をシェア（共同利用）して、複数の事業体において効率的に実証実験が行えないかについて工夫、検討する余地がある。</p> <p>実証実験後に他の同業者が使用感を共有するといったケースが見られ、一定の配慮は行われているところであるが、集落営農組織や農業協同組合を介して複数の事業体で同時期に実証実験を行うことにより、サンプル数の増加、実証結果の精緻化、普及可能な手段の特定につながることを期待できるのではないか。</p>	<p>これまでも現地実証ではできるだけ多くの経営体が新技術（機器）を実際に使用し効果を検討できるよう事業に取り組んできたが、令和4年度からは、さらに可能な限り多くの事業体で試験運用ができるよう体制を整備しており、スマート農業技術の普及に努めている。</p> <p>具体的には、令和4年度に実証を行ったカボス等かんきつ類の栽培省力化技術の現地実証のうち、電動一輪車による運搬省力化については、実証後も県から複数の経営体へ機器を貸し出して使用してもらい、その効果を検討している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 60 ページ</p>

<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 9-2 新技術等が普及しやすい情報提供</p> <p>事業メニューを所管課ごとに整理している資料はあるものの、農家・生産者側の視点に立った資料整理、情報提供が十分に行われているとまでは判断できなかった。各農業者の事情が多種多様であり、画一的な情報提供を行うことは難しいが、そうであればこそ農家・生産者の経営判断に資する情報提供を追求することが重要である。</p> <p>農業従事者に対してICT機器、先端技術の導入を経て生産性を高めるよう促すには、抱えている資金上の不安解消、業務改善・効率化に対するモチベーションの向上、ICTリテラシーの育成が重要となることが考えられる。すべての新技術や機器を一斉導入することは資金的に容易ではない。機器・新技術の価格、機能改善の程度、効果の程度などを比較して、導入が容易なもの、効果が明らかなものなどを明示することが望まれる。</p>	<p>これまでも実証の結果から費用対効果等を取りまとめた資料については、普及指導員等の技術職員で共有し、生産者への技術導入の推進や指導に活用してきたが、今後は、可能な限り生産者にも、ICTリテラシーの向上や、導入による業務の効率化に寄与する情報提供を行っていく。</p> <p>具体的には、ドローン防除の費用対効果や、ドローンリモートセンシングの活用方法、施設園芸での環境モニタリング装置等の活用に向けた標準手順書を令和5年2月にHPで公表した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 61 ページ</p>
--------------	---	---	-----------------------

農林水産部	<p>【結果】指摘 9-3 実証実験の意義について</p> <p>アシストスーツ（装着することで荷物を持ち上げる際の腰や腕の動きをアシストし、作業者の負担を軽減するもの）の実証実験は、生産者からの要望に基づいたものであり、事業の合理性はある程度認められるが、実証実験を行う必要性が高いとは判断しにくいケースであった。例えば、アシストスーツによる軽労化実証テストが挙げられる。この実験は、地域の特性を踏まえ現場で実施する必要性に乏しく、メーカー側で容易にモニターテストできるのではないかと考えられる。</p>	<p>県では、令和3年3月に農林水産部と商工観光労働部の各関係部署をメンバーとした農林水産業スマート技術研究会を立ち上げ、現場から収集した課題やニーズについて、費用対効果や普及可能性等の観点から事業化する課題の選定を行い、さらにJA職員など現場の事情に詳しい人材も含めた専門部会で検討を行った上で事業化を図っている。</p> <p>令和4年度の実証等の取組は、このような流れを経て選定した課題であり、現場からのニーズと実証等の必要性が高い内容で実施することとなっている。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 62 ページ
【事業10】 高生産性水田農業強化対策事業			
農林水産部	<p>【結果】指摘 10-1 水田事業に対する本県の姿勢</p> <p>県は本事業において水田農業経営体へのスマート技術の導入支援を行う一方、別事業において水田の畑地化も推進している。</p> <p>農家の視点に立つと、ある農業者には水田農業の継続支援がなされ、ある農業者には転換を促すといった点に、とまどいを抱いてしまうのではないかと思案する。どのような規模や形態の農家の立場からでも把握、理解しやすいよう、水田事業、施策について県民へのわかりやすい説明の在り方を検討されたい。</p>	<p>これまで、農業経営を維持・発展させるため、農業機械の共同利用等による低コスト化や農地の集積・集約化等を実践できる集落営農等を推進し、座談会やパンフレット等でその有効性を周知してきた。</p> <p>また、米以外の作物へ転換する水田の畑地化についても説明会等で多角化の必要性や関係施策を丁寧に伝えてきたところである。</p> <p>今後も、様々な規模・形態の農家がより理解・選択しやすくなるよう、各種施策を紹介する方法を工夫する。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 66 ページ

<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 10-2 魅力ある農業生産物づくりへの応用</p> <p>今回実施された高生産性水田農業強化対策事業は、先端技術やICT機器の実証テストを通じて作業の省力化、コスト削減を図ることで効率的に収穫量を増やして生産性を高めていくといった活動と理解している。</p> <p>全国的にも同様の取組が実施されていることから、新製品や技術が普及すれば、競争上優位性が確保されないことも懸念され、一定の同質化、コモディティ化が進んでいくことも考えられる。</p> <p>そこで、スマート農業技術を「安全で健康的」「美味しい」といった商品づくりに活用することが必要になってくる。例えば、中山間地の特徴に合わせた栽培と組み合わせるなどして、多様性や独自性を確保していくよう取り組む余地があると考えます。</p>	<p>例えば、県内には、米のタンパク質含有率を抑える栽培で付加価値を高める世界農業遺産米がある。県の試験研究機関では、こうしたタンパク質含有率に影響を及ぼす水稻の生育状況を、スマート技術で把握する研究を進めているところである。</p> <p>このように現場ニーズを捉えつつ、日進月歩である全国的な技術開発の状況も取り入れながら、本県に合ったスマート農業技術の導入を模索していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 66 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 10-3 新技術が普及するためのプロセス</p> <p>新しい機械・技術が普及するためには、機械等の性能が一定程度確かめられているのみならず、利用者が投資を上回る効果が認められると判断していることが条件になるものと考えられる。ハードルは高いが、この点に更に焦点を当てることが望まれる。</p>	<p>本事業において、現在、スマート農業技術を活用し、中山間地における効率性や生育への影響等に係る実証データの集積を進めているところである。実証では費用対効果の検証が最も重要になってくることから、令和3年度の成果に経営の適性規模や費用対効果等の視点を盛り込んだ資料を作成した。</p> <p>併せて、現場ニーズを捉えつつ、日進月歩である全国的な技術開発の状況も取り入れながら、本県に合ったスマート農業技術の導入を模索していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 67 ページ</p>

<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 10-4 事業体が選択可能な環境の整備</p> <p>中山間地率が高く生産コストが高い本県の実情を踏まえ、米の生産費4割削減に向け、農地集積による低減3割、新技術導入や肥料の大口購入等による資材費等の削減1割といった削減目標を具体的に掲げて事業を進めている点は評価できる。</p> <p>その一方、農地集積を図り大規模化する事業者と小規模事業者との二極化がより一層進んでいくことも予想される。</p> <p>本事業などにおいては、経営面積の大きな事業体において実証実験が行われているところであるが、小規模事業者においても導入可能な技術や生産・販売方法などを紹介するような工夫をして、経営規模に関わらず、農業者が持続可能かつ選択可能な経営のあり方を指南することができないか検討されたい。</p>	<p>本事業において、現在、スマート農業技術を活用し、中山間地における効率性や生育への影響等に係る実証データの集積を進めているところである。実証では費用対効果の検証が最も重要になってくることから、令和3年度の成果に経営の適性規模や費用対効果等の視点を盛り込んだ資料を作成した。</p> <p>また、上記資料をHP上に掲載するなど、経営規模の観点から見たスマート技術について理解が深まるよう、技術の普及を図っていく。</p> <p>併せて、現場ニーズを捉えつつ、日進月歩である全国的な技術開発の状況も取り入れながら、本県に合ったスマート農業技術の導入を模索していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 68 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 10-5 スマート水田農業研究会の開催変更について</p> <p>スマート水田農業研究会において、当初の実施計画では年4回の開催予定であったところ、現地研修実施場所の生産者作業スケジュールによる変更や新型コロナウイルス感染症対策による内容見直し等により実際の開催は3回となっていたが、当該変更理由や協議の過程が文書化されていなかった。</p> <p>当初の目的が可能な限り達成されるよう、重要な変更については、変更理由やその経緯を書面化しておくことが望ましい。</p>	<p>今後重要な変更をする場合は、変更理由やその経緯を書面に残すこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>

<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 10-6 再委託に係る契約書のあり方等について</p> <p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構とコンソーシアムとの試験研究委託契約の中では再委託が禁止されているようであるところ、研究委託の実施要領においては外注費も認められるようにも見て取れた。コンソーシアム構成員間の県と事業会社との委託契約（大分県スマート農業実証プロジェクト業務委託）では再委託が可能とされていた。契約書の記載のあり方、再委託、外注の取り扱いについて、国に確認し見直しを図ることが望ましい。</p>	<p>試験研究委託契約書の記載のあり方、再委託、外注の取扱いについて、令和4年1月に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と協議を行い、今後の見直しについて同意を得た。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>
<p>【事業11】 林業事業体強化推進事業</p>			
<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 11-1 再造林に係るICT活用施策の有効性</p> <p>林業の事業構造・環境を踏まえると再造林・保育施業機械化実装支援事業に合理性は認められるものの、事業体の視点に立つと、応募動機につながる経済的なメリットが想像できない。応募も1件と低調である。</p> <p>「儲かるかどうかわからない作業に補助をされても手を挙げる人はいない」。そうであるからこそ県として公益性の高い事業に補助するといった考え方が一方、このような補助は事業としての広がりを見せないのではないかといった考え方もある。難しいところであるが、事業体の経済的なメリット等をもう少し詳細に分析して補助メニューを工夫する余地があると考え</p>	<p>本事業は、他産業で開発された機械によるICTの活用や機械に合わせた新しい造林など、民間ではリスクが大きくチャレンジしづらい取組を支援するものであり、事業体の要望を踏まえて構築した事業である。応募は少ないものの、過年度を含めて研修会参加者や問合せは多く、林業関係者からの関心度合いは高かった。</p> <p>他方、導入可能な造林機械が市場に始め、事業体からも導入への支援を望む声が聞かれたことから、今回の指摘を踏まえ、令和4年度はICT等を活用した造林機械導入の高率補助について予算措置している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 74 ページ</p>

【事業12】建設産業女性活躍推進事業			
土木建築部	<p>【結果】指摘 12-1 建設現場で働く女性の人数の把握</p> <p>建設現場で働く女性の数の把握は5年に1度行われる国勢調査の結果でしか把握することができない。事業の成果を確認するためにも年間ベースで女性の人数を把握することができる仕組みを構築した方が良い。その上で、成果指標を新卒者に限ることなく、女性全体の県内建設業就職人数とすることがより望ましいであろう。</p>	<p>本事業は、建設産業で女性が活躍できる環境整備を推進することで、新規学卒者をはじめとした女性に就職先として選択してもらうことを目的として、ICT機器等導入補助のほか、女性の新規採用拡大に向けた経営者向けセミナー等も実施していることから、現行の指標としている。</p> <p>一方で、建設産業の担い手確保施策を進めていく上で、女性はもとより年間ベースの県内建設業就業者数は重要な指標であることから、全数調査である国勢調査だけでなく、抽出調査である賃金構造基本統計調査、就業構造基本調査等により、可能な限り把握に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 79 ページ
	<p>【結果】指摘 12-2 補助金の申請会社について</p> <p>補助金を交付している会社を見してみると、建設もしくは土木会社である。建設業の会社全てを対象としているが、建設設備や電気設備等の会社からの申し込みは生じていない。補助金は全業種を対象にしてパンフレット等やHPで情報を発信しているということだが、補助金を認知している会社が少ないように思われる。</p> <p>一部の業者だけが対象にならないよう、裾野を広げる活動が必要である。</p>	<p>「女性の活躍を推進するため」という前提条件のもと、建設設備や電気設備等の専門業種を含む全業種を補助対象としている。募集にあたっては、HPでの案内や入札参加資格を有する全業種の企業へのEメールによる個別周知のほか、専門業種を含む各業界団体への案内、中小企業支援ポータルサイトへの掲載など、幅広く周知を行っている。今後も、引き続き周知に努めていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 79 ページ

<p>土木建築部</p>	<p>【結果】指摘 12-3 補助金での購入資産について 補助金で購入した資産を法定耐用年数以内で処分した場合は補助金を一部返還する必要がある。処分した場合は業者から申告する方法になっており、県職員が直接確認することは行っていない。 少なからず、業者往査時には現物を確認し、処分していないことを確認する必要がある。</p>	<p>補助条件で、法定耐用年数以内で処分をする場合には、事前に知事の承認を受けることとしており、処分した場合には、補助金を一部返還する必要がある。今後は、業者往査時には、補助金で購入した機器等の保有について確認を行うとともに、財産台帳に記録する。 【対応済】</p>	<p>報告書 80 ページ</p>
<p>【事業13】 ネット安全教育推進事業</p>			
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 13-1 安全教育の内容について ネット安全教育の継続した実施及び一層の双方向となるカリキュラムも視野に入れた教育内容の見直し・充実が望まれる。</p>	<p>これまでも、出前授業や情報モラル動画教材が一方通行的なものにならないよう、児童生徒が自らの考えをまとめて発表するなど、双方向となる学習活動を実施しており、今後も双方向となるカリキュラムの充実を図る。 引き続き、時代の変化も踏まえつつ、教育内容の見直しを行う。 【対応済】</p>	<p>報告書 83 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-2 県による安全教育の内容への関与について ネットトラブルは年々、変質し複雑化しており、教育内容が最新のネット環境下の問題に向き合った知識の提供とモラル醸成に役立つよう、県には感度を高めた受託者との積極的な協議が望まれる。</p>	<p>ネットトラブルやネットモラルの事例を通じた情報モラル教育に加え、フェイクニュースの見極め方や正しい情報発信の仕方など、全国的に問題となっている最新の情報を取り入れるよう受託者と協議することとする。 【対応済】</p>	<p>報告書 83 ページ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 13-3 ネット安全の指導ができる教職員育成について</p> <p>ネット安全に関する指導等ができる教職員育成を目的としている情報モラル教育セミナーであるが、当該目的の達成には体系的な教育等が必要と考える。上記セミナーの成果の検証等を行い、必要があれば一層の効果が期待できる教育の在り方について検討することが望ましい。</p>	<p>令和2年度まで情報モラル教育セミナーは各学校の代表者が受講し、各勤務校で環流することとしていたが、令和3年度から大分県教育センターが実施する教職員研修の中で、役職や習熟度等に応じた体系的な研修を行っている。令和5年度からは情報モラル教育に特化した研修も実施する予定である。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 84 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-4 事業の実施報告の内容について</p> <p>当該事業に係る委託仕様書において、県は実施報告を書面にて提出することを求めている。しかし、報告の内容はアンケート結果等の事実関係の記載ばかりであった。県は報告の内容充実に向けた関与を積極的に行い、適切な事業評価が可能となって、PDCAが回るような実施報告を徴求することが望まれる。</p>	<p>令和4年度の成果報告書から、アンケート結果や感想等の分析・評価を行う等、次年度以降の施策に活用可能な報告書の提出を受託者に求めることとしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 85 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 13-5 ネットあんしんセンターの利便性の向上について</p> <p>利便性向上の観点から、ネットあんしんセンターに係る認知度アップに資する施策の見直しと、対応時間帯等の再検討が望まれる。</p>	<p>周知方法については、チラシの配布に加え、生徒に貸与している1人1台タブレットのリンク表示やSNSも活用している。</p> <p>また、対応時間帯については、令和3年度まで電話での対応時間を月、水、金曜日の14時から17時30分までとしていたものを、令和4年度から月曜日から金曜日の9時から17時30分までに拡大した。</p> <p>なお、緊急性が高い相談については平日の時間外や土、日曜日でも対応することとしている。加えて、必要に応じて窓口での相談も受け付けている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 85 ページ</p>

【事業14】 県立学校情報セキュリティ対策高度化事業			
教育庁	<p>【結果】指摘 14-1 事業のコスト低減化について 当該事業について、より低コストで同様の効果が得られる方策がないか検討されたい。</p>	<p>令和4年6月に開催した「県立学校・市町村立学校インターネット閲覧に係る仮想化システム賃貸借契約」総合評価一般競争入札審査委員会において、令和5年3月から稼働する次期システムを審査し、これまでより操作性やセキュリティレベルに優れ、ランニングコストも安価なものを選定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 89 ページ</p>
【事業15】 県立学校ICT活用授業推進事業			
教育庁	<p>【結果】指摘 15-1 入札における参考見積の信頼性について 一定のメーカーが、事前に提出した参考見積額を大きく下回る入札価額にて応札、落札した。参考見積の徴求から入札まで約1カ月間であり、参考見積の適正性が懸念される。適正性を担保するためにも、参考見積額と入札価格に大きく乖離が生じた場合には、その経緯を把握し、記録・保存するよう取扱を改めることが望まれる。</p>	<p>入札価格は各企業が係るコストや利益等を総合的に勘案して決定するものと認識しており、企業間競争の観点から、参考見積を大幅に下回る入札価格になることは十分考えられる。</p> <p>今後、2者の参考見積額に大きな差があったり、内容に疑問がある場合は、更に追加で他の業者からも見積を徴取する等、適切な予定価格の設定に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 93 ページ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 15-2 参考見積額の格差について</p> <p>参考見積を三社から入手したが、見積額には非常に大きい格差があった。理由としては、物品等の仕様についてメーカー間で異なる理解をしたこと等が考えられる。</p> <p>大きな格差が生じた場合は、適宜業者へ内容の確認を行う等、格差要因を適切に把握し、その証跡を残すよう取扱を改める等の対応が望まれる。</p>	<p>参考見積額は各企業が係るコストや利益等を総合的に勘案して決定するものと認識しており、各企業が提示する参考見積に差が生じることは十分考えられる。本件では、各企業は仕様に沿った製品の参考見積を提示してきているため、県が求める仕様は正確に伝わっており、メーカー間で異なる理解はないと考えている。</p> <p>今後、参考見積額に大きな差が生じた場合は、業者へ内容の確認を行い、格差要因を適切に把握するよう努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 94 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 15-3 学校間のICT活用授業の格差について</p> <p>学校現場の先生方には、急なICT活用授業の進展に少なからず不安があるようである。県は対応策として、各種の研修等を実施しているが、現場の声を真摯に聴き取るなど、指導を受ける教員に寄り添い、不安感を払拭しながら各教員のICT技能レベルに合致した研修の実施等、今後のICT教育の一層の充実に向けた施策の検討・実施が望まれる。</p>	<p>校内研修やICT機器を活用した授業改善を学校現場で支援するため、ICT教育サポーター(情報通信技術支援員)を30名以上確保・育成し、令和4年5月から全県立学校58校に毎週派遣している。</p> <p>派遣開始から2ヶ月後の7月に全県立学校を対象に実施したアンケートでは、95%が「ICT教育サポーターの支援業務に期待している。」と回答しており、今後の活用促進が期待される。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 15-4 相談サポート窓口業務における相談内容等について</p> <p>相談サポート窓口業務における相談・質問内容を踏まえ、PDCAサイクルを回し、次年度以降のICT活用授業推進に係る施策の検討・実施に反映することが望まれる。</p>	<p>令和4年5月から、電話相談窓口とICT教育サポーターが連携して支援できる体制を構築しており、常設の電話相談窓口で支援できなかったものについては、ICT教育サポーターが支援する等により対応している。</p> <p>今後、アンケート等で事業効果を評価し、次年度の施策に反映させることとしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 96 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 15-5 個人所有のタブレットによるICT授業への参加について</p> <p>現在、県が生徒に貸与する方式をとっている1人1台タブレット端末について、将来の個人所有のタブレットによるICT授業への参加の是非について課題整理することが望まれる。</p>	<p>学校への個人所有タブレットの持込みについては、校内ネットワーク環境等への影響を見極める必要があるため、令和4年度は県立大分西高等学校で検証を進めている。</p> <p>【検討中(対応進行)】</p>	<p>報告書 96 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 15-6 ICT活用授業の一層の推進について</p> <p>スピード感のあるICT活用授業の推進やノウハウの水平展開に向け、学校への支援が十分行われるよう、ICTに精通した人材による支援が望まれる。</p>	<p>校内研修やICT機器を活用した授業改善を学校現場で支援するため、ICT教育サポーター(情報通信技術支援員)を30名以上確保・育成し、令和4年5月から全県立学校58校に毎週派遣している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 97 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 15-7 教育現場の不都合発生時の対応について</p> <p>県立学校の現場におけるネットワーク環境等の不都合事象の発生については、引き続き、迅速に把握し、早急に必要な対応を講じることが望まれる。</p>	<p>ヘルプデスクにおいて、教育ネットワーク全体を常時監視しており、県立学校における障害等の対応については、引き続き、ヘルプデスクや保守管理者と連携し、迅速な対応に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 98 ページ</p>

【事業16】 県立学校等学習環境緊急整備事業			
教育庁	<p>【結果】 指摘 16-1</p> <p>機器の設置場所について</p> <p>壁掛けモニタの真上に掛け時計が置かれていたが、地震等による落下の可能性を考慮すると適当ではない。ICT機器は可能な限り安全な場所に設置するように努められたい。</p>	<p>指摘を受けた箇所については早急に安全な場所に移動し、他校への注意喚起も行った。</p> <p>今後も、ICT機器の設置について安全性の確保に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書</p> <p>101 ページ</p>

【事業17】産業教育設備緊急整備事業			
教育庁	<p>【結果】指摘 17-1 調理撮影カメラシステムの導入効果の検証について</p> <p>調理撮影カメラシステムを導入することにより調理実習の際に生じている、「教師の師範を見る生徒の場所によっては教師の手元が見づらく理解できない」、「生徒によっては、1回の師範では理解できない」という課題を解消するために、調理室に調理撮影カメラシステムを導入する予算要求を行っている。</p> <p>調理撮影カメラシステムは、市販のタブレットやスマートフォンを使う場合に比べて衛生面で優れていることや、スムーズに視聴が行えるというメリットがあることから導入を決定している。</p> <p>これらの調理撮影カメラシステムは、宇佐産業科学高等学校、日田三隈高等学校そして佐伯豊南高等学校の3校に導入する計画であるが、このような最新式のシステムについては導入後にいかに有効に活用するのかが重要であるため、導入した3校で効果的な活用事例や、改善点などの情報を横展開して、共有することが望まれる。</p> <p>さらに、収集した情報をマニュアル等に落とし込んで、より使いやすい仕組みを構築することも検討すべきであると考える。</p> <p>調理撮影カメラシステムを導入することによる効果の検証も必要である。これについては、システムを利用する教師や生徒に対するアンケートを実施するこ</p>	<p>令和4年9月に県立情報科学高等学校で教科指導力向上研究会を開催し、導入済の3校の間で、効果的な活用事例や使用上の改善点について情報共有を行った。</p> <p>また、本事業については、家庭科における専門科目を多数開講し、資格取得も視野に入れた学習を展開している産業系高校3校全てに導入したが、その他の高校においても、県内の家庭科教諭全員に向けて発行している家庭部会誌で実践事例の共有を行う等の方法により、効果的な活用を図っていく。</p> <p>導入による効果検証に関しては、教師及び生徒に導入により効果的な学習が行えるようになったか等を質問するアンケートを実施することで、今後の設備整備の参考とする。また、成果指標として全国高等学校食物調理技術検定の合格実績等の指標を取り入れることについて検討を進めていく。</p> <p>【検討中(対応進行)】</p>	<p>報告書 105 ページ</p>

教育庁	とは当然であるが、調理の技能を評価する具体的な指標、例えば、調理師免許合格実績等を取り入れることも検討する余地があると考え。		
【事業18】 不登校児童生徒教育支援事業			
教育庁	<p>【結果】 指摘 18-1 ICTを活用した家庭学習支援の対象者について</p> <p>本事業は不登校児童生徒にICT教材「すらら」のアカウントを付与するものである。アカウントの付与等、不登校児童生徒に対する支援は公立学校の児童生徒に限定するのではなく、国立・私立学校の児童生徒も対象とするよう検討されたい。</p>	<p>本事業は、公立学校や市と連携・協力して取り組むことで、不登校対策について効果的な成果を上げている。県としては、国立、私立学校は設置者が異なり、所管外となることから、学校現場に対して本事業を活用して一体的な不登校対策・支援を行うことは難しい状況である。</p> <p>しかしながら、本事業で得られた成果等については、国立、私立学校にも情報提供していくことで、県全体の不登校対策に資する事業としていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 109 ページ
	<p>【結果】 指摘 18-2 ICT教材「すらら」の利用停止手続について</p> <p>「不登校児童生徒のためのICTを活用した家庭学習支援事業実施要綱」の利用停止に係る手続は「できる」規定になっており、運用次第で利用停止にするかしないかは現場の判断に委ねられており、「すらら」という貴重な資源を効果的に利用することを阻害し得る規定となっている。</p> <p>ICT教材「すらら」については、誰が運用しても同じ結論となるよう、実施要領の「できる」規定を削除することを検討されたい。</p>	<p>令和4年度からICT機器教材「すらら」については、3ヶ月続けてログイン（学習実績）がなければ利用停止となるよう、実施要綱を改めた。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 110 ページ

【事業19】新時代の学びを支える先端技術活用支援事業

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 19-1 事業の見直し</p> <p>姫島村では1人1台端末を実施し、先端技術のモデル校とすることが目的であり、令和元年度から令和3年度までの事業となっている。しかし、GIGAスクール構想の早期化によって大分県全体が1人1台端末の導入となったため、令和3年度の事業としての存在意義が大変小さいものとなっている。しかし、当初から3カ年計画となっている理由で3年目も継続されている。</p> <p>例えば、2年間で実施した内容を各学校に広めるための予算に変更することやICTアドバイザーの活躍の範囲を姫島村だけでなく拡大することも合理的であったと考えられる。</p> <p>環境の変化に応じて、予算配分や事業内容の見直しを臨機応変にすべきだったと思うが、そのような対応は行われていない。事業の継続や見直しに関しては3カ年事業という概念にとらわれず、流動的に対応する方が望ましい。</p>	<p>本事業は、令和元年度に国がGIGAスクール構想を打ち出したことを受け、令和元年度から3年間にわたり実施する計画であった。当初は、児童生徒への1人1台端末の配置は周辺市町村から徐々に浸透していく見込みであったが、新型コロナ対策を背景に1人1台端末の配置が県内全学校で前倒しで実現することとなった。</p> <p>一方で、本事業は「好事例の発信」という点では大きな役割を果たすものと判断したため、3年目も引き続き事業を実施し、事例の蓄積を図った。その後、本事業で得た好事例は「未来を創るGIGAスクール推進事業」に引き継がれ、県下小・中学校の授業改善の推進に寄与したことから、令和3年度の本事業の実施は有意義だったものと考えている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 115ページ</p>
------------	--	---	-----------------------

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 19-2 アンケートの内容について</p> <p>ICT支援員の評価を小中学生に対してアンケートをしている。アンケート内容は①機器の使用頻度（5段階）と②今後もっと使いたい（4段階）である。全国調査に合わせた内容となっており、簡易なアンケートとなっている。</p> <p>比較可能性を重視した結果、このようなアンケートとなっているが、できればもう少し具体的な意見を聞いた方が有効であったのではないかと思われる。例えばICTを使って勉強になったところ、もっと挑戦したいこと、逆に問題点や分からなかったこと等、ユーザーである児童生徒目線の意見を取り入れることも重要であったと思われる。</p>	<p>令和4年度から開始する「未来を創るGIGAスクール推進事業」では、ICT活用の状況だけでなく、児童生徒自身の興味・関心や理解の深まり、情報活用能力に関する項目を取り入れた具体的なアンケートを実施することとしている。また、「ICT活用で困ったこと」についても記述してもらい、児童生徒の率直な意見を把握する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 116 ページ</p>
------------	---	---	------------------------

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 19-3 アンケートの結果を受けての今後の対応</p> <p>アンケートの結果を補足の方に示す。利用頻度は人によって様々であるものの、「あまり使っていない」という消極的な回答に関してはその理由を把握する必要があるが、そこまでの確認は実施していない。</p> <p>また、「授業でもっとコンピューターやタブレットのICTを使いたいですか。」という質問に対して小学校では「もっと使いたい」62%、中学校では87%となっている。この結果を見ると、もっと利用したいが利用できていない児童・生徒が過半数を占めている。学校側としては、児童・生徒のニーズを把握し、ICTを利用した教育方法をさらに検討する必要がある。</p>	<p>毎年、アンケートにより児童生徒のニーズや回答の理由を把握し、その結果を踏まえ、情報教育担当者が全教員に対し、授業におけるICT活用について校内研修を実施している。また、令和3年度からICT活用に苦手意識のある教員を支援するため、各教科のICT活用実践事例を蓄積し、研修等で活用することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 116 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-4 ICT化への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会は急速にICT化が進んだ。しかし、ICTというのはコミュニケーションをとるための「ツール」であり、実際の教育を行うのはコンピューターではなく「人」である。そのため、教職員一人ひとりがICTを利用できる能力を身に付ける必要がある。県としては、ICTの整備やICTアドバイザーの配置だけでなく、教職員の能力向上に対する支援も充実させる必要がある。</p>	<p>毎年、県では、教職員を対象とした教科指導におけるICT活用研修やICT操作スキル研修等を実施している。このような研修を通して、教員のICT活用指導力の向上を図っている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 117 ページ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 19-5 教員の勤務時間への配慮について</p> <p>Google Chrome (グーグル・クローム) のウェブブラウザ等について、「いつでもどこでも利用できる」といったメリットがある一方、教職員の労働時間が増える可能性もある点には留意しておく必要がある。</p>	<p>家庭学習での端末及びクラウド利用について、課題の提出時刻を設定するなど、教員の時間外労働に繋がらないよう留意する。また、このような利用方法について、事前に児童生徒及び保護者に対して説明しておく。</p> <p>近年、教職員の働き方改革の取組において勤務時間管理は徹底されてきており、教師用端末はあくまで学習支援ツールとして、校内で利用することを想定している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 117 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 19-6 ICT普及のためのロードマップの活用について</p> <p>手厚い支援等を受けるフロンティア校ではない、県内の各学校においてはICT活用施策の実現スピードが鈍化、停滞する可能性も考えられることから、先行事例を踏まえたロードマップを策定し、効率的に進めていく工夫をするとよいのではないかと。</p>	<p>市町村ごとに使用するハードウェアやソフトウェア等の仕様が異なるため、統一した方向性を示すことが困難である。そのため、県が各校のロードマップを策定するのではなく、フロンティア校のICT活用実践事例や授業改善に関するICT活用ステップをHPに掲載したり、各市町村の代表者が出席する各教科の協議会や研修会でICT活用実践事例を紹介し、ICT活用について協議する等の方法により、県内の各学校のICT活用を推進していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 118 ページ</p>

【事業20】特別支援学校 ICT 活用充実事業			
教育庁	<p>【結果】指摘 20-1 i P a d のセ ル ラ ー 機 器 に つ い て</p> <p>セ ル ラ ー 機 器 は 障 害 が 重 く、学 校 へ 通 学 す る こ と が で き な い 児 童 ・ 生 徒 に 対 し て 利 用 で き る よ う に 提 供 さ れ て お り、セ ル ラ ー 機 器 の 保 有 台 数 は、現 在、大 分 県 で は 16 台、別 府 支 援 学 校 石 垣 原 校 が 2 台 の、合 計 18 回 線 で あ る。</p> <p>別 府 支 援 学 校 石 垣 原 校 で は、病 院 も 隣 接 し て い る こ と も あ り、重 度 の 障 が い 児 童 生 徒 を 多 く 受 け 入 れ て お り、他 校 と 比 較 し て 病 室 で 利 用 す る こ と が で き る セ ル ラ ー 機 器 の 利 用 頻 度 は 高 くな っ て い る。</p> <p>現 状 は セ ル ラ ー 機 器 を 石 垣 原 校 が 独 自 で 購 入 し、回 線 利 用 費 用 を 県 が 負 担 す る こ と や セ ル ラ ー 機 器 に 不 足 が 生 じ た 場 合 は 他 校 か ら 借 り て い る 状 況 が 生 じ て お り、セ ル ラ ー 機 器 は 不 足 し て い る 状 況 で あ る。</p> <p>県 下 で の 機 器 配 分 の 見 直 し や 追 加 購 入 に よ る 台 数 を 増 加 さ せ る こ と が 円 滑 に 授 業 を 実 施 す る た め に 必 要 で あ る こ と か ら、セ ル ラ ー 機 器 の 追 加 購 入 等 を 検 討 い た だ き た い。</p>	<p>県 下 の 訪 問 教 育 ・ ベ ッ ド サ イ ド 授 業 を 行 っ て い る 学 校 に つ い て、学 校 ご と の セ ル ラ ー 端 末 必 要 数 を 再 度 整 理 し、医 療 機 器 へ の 影 響 が 少 な く、Wi- f i ル ー タ ー で の 対 応 が 可 能 な 学 校 か ら、セ ル ラ ー 端 末 が 必 要 な 学 校 に 対 し、令 和 4 年 3 月 ま で に 7 台 の 配 置 換 え を 実 施 し た。ま た、1 校 あ た り 2 台、大 規 模 校 は 4 台 の モ バ イ ル Wi- f i ル ー タ ー を 増 台 し た。</p> <p>【対 応 済】</p>	<p>報 告 書 122 ペ ー ジ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 20-2 Web配信スタジオの有効利用 Web配信スタジオは、主に教師のオンライン会議に使用されており、複数の教師が同時に参加できるため効果的な使用方法である。 しかし、児童・生徒が利用することは行われておらず、Web配信スタジオの十分な活用はされていない。重度の障がいを持った児童・生徒が多いこともあり、利用するのは困難であるかもしれないが、例えば、オンラインの講義、他校との交流、Web見学、閲覧者を限定したYouTubeの配信等、使用用途はあると思われる。 児童・生徒が利用できる方法についてもご検討いただきたい。</p>	<p>Web配信スタジオを備えた17校のうち13校が、令和4年3月までにWebスタジオを児童生徒のために「オンライン集会活動」や「オンライン学校交流」等の目的で活用を始めた。残り4校についても令和4年10月までに、すべての学校で児童生徒も活用できるように措置した。 【対応済】</p>	<p>報告書 122ページ</p>
	<p>【結果】指摘 20-3 校内のWi-Fi環境整備 南石垣支援学校に設置されているWi-Fi設備は10年ほど前に設置されたものである。当時は1台のアクセスポイント設備で2教室をカバーしていたが、GIGAスクール構想により配備された1人1台のタブレット端末には十分な対応能力がない。 1人1台のタブレット端末を効果的に使用するためにWi-Fi環境を整備することが必要であり、少なくとも5機のアクセスポイント増設が望まれる。</p>	<p>令和4年9月までに、各特別支援学校のWi-Fi設備がすべての教室をカバーできているか等の調査を実施した。調査結果を踏まえ、令和5年3月までにすべての特別支援学校を対象に、過去に設置されたWi-Fiルーターを新しい機種に交換し、すべての教室をカバーできるようアクセスポイントの増台を行う予定である。 なお、南石垣支援学校については、すべてのWi-Fiルーターを交換し、4台の増台を行うことで、校内のすべての教室をカバーできるよう措置済みである。 【対応済】</p>	<p>報告書 123ページ</p>

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 20-4 ICTを活用した南石垣支援学校移転後の教育活動の充実</p> <p>南石垣支援学校の移転については、設置基準の解釈、施設の老朽化、職員の利便性、移転先候補施設の有効活用の可否、投資金額等について様々な観点から検討されているが、最も優先すべきは、南石垣支援学校に通学する児童生徒に与える教育面でのメリット、デメリットである。</p> <p>新しい施設に移転すれば、教室の数の確保、運動場の広さの確保、送迎時の駐車場の確保など物理的には効果はあるのであろうが、遠くなったことでの児童・生徒に与える日々の通学時間の負担、これまで培ってきた地域との交流の切断などのマイナスの側面も想定される。</p> <p>そのようなマイナスの側面にも焦点を当てて、それらを解消させるためにスクールバスの運行状況を保護者にタイムリーに伝えて、児童生徒を長時間バス停で待たせることがないような仕組みを構築する等、ICTを積極的に導入する取組を行うことで、特別支援教育を充実させてほしい。</p>	<p>移転することで課題が生じると予想される交流、共同学習、校外学習等については、移動手段・計画等の工夫により解決可能と考えている。また、スクールバスの運行等におけるICT活用については、移転後の教育課程に関わるため、実際の移転に合わせて具体的な対応を検討することとしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 125 ページ</p>
------------	--	--	------------------------

【事業21】 学びの接続推進事業			
教育庁	<p>【結果】 指摘 21-1 「オンラインスピーキングレッスン」の実施頻度について</p> <p>「オンラインスピーキングレッスン」について、実施頻度を増やす方策がないか検討されたい。</p>	<p>オンラインスピーキングレッスンは、英語の授業で培った表現力の実践の場として、ALTとの対話の場を設けることで生徒の英語力の向上を図る機会となっている。本事業は、県立高校40校、最大2クラスで20分のレッスンを各生徒に1回ずつ実施しており、ALTの負担は年間41時間となる。ALTは勤務する学校での通常の業務に加えて本事業を行っているため、これ以上の実施頻度の増加は難しい。</p> <p>そこで、令和3年度から希望する学校に対し、留学生とのオンライン又は対面での交流プログラムを提供することで、生徒の英語発信力強化に向けた取組を拡充している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 131 ページ
【事業22】 大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業			
教育庁	<p>【結果】 指摘 22-1 ICTを用いた授業の早期化</p> <p>平成30年度に三重総合高校と久住高原農業高校に遠隔授業の設備を整備し、遠隔授業を開始している。その翌年の令和元年度に大分東高校にも設備が導入され、遠隔授業が開始された。その他の農業高校は令和2年度から遠隔事業が開始されている。遠隔開始から全学校が対象となるまで2年が経過している。高校生の学生期間は3年間と短く、平等な教育を受ける権利を有している。</p> <p>事業開始後、導入の成果が見られたのであれば、できるだけ早い時期に全学校に導入することが望ましかったと考える。</p>	<p>本事業は当初、国が最終的に遠隔授業を通じて単位認定ができるまでを想定していたものであった。一度に全ての対象校へ導入すると成果の検証が難しくなるため、双方向や配信型など様々な授業形態に取り組み、成果を検証した上で9校に導入するよう計画していた。2年目には全ての対象校へ機器を導入し、3年目には活用するまでに至った。</p> <p>以上のような国からの制限を受けていない状況であれば、導入の成果から鑑みて、全学校への迅速な導入が望ましかったと考える。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 135 ページ

<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 22-2 遠隔授業の内容 今のところ、教師が授業を行い、ICTでつながっている学校の生徒が遠隔で講義を受けるといった利用が中心である。今後は、生徒同士のコミュニケーションツールとしても利用することが望まれる。例えば、生徒の研究発表や生徒同士の意見交換等に利用することが考えられる。</p>	<p>令和4年度から、県内農業高校において、生徒間での研究内容の情報・意見交換等を行う際にICT機器を活用することとしている。 【対応済】</p>	<p>報告書 136 ページ</p>
<p>【事業23】 未来を拓く学校づくり事業</p>			
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 23-1 当該事業における先行事例の水平展開について モデル校での先行事例をパッケージ化し、他校への水平展開を図られたい。</p>	<p>令和4年度は、由布高校と日田三隈高校に加え、宇佐産業科学高校への水平展開を図った。由布高校では引き続きドローンプログラミング学習及び小・中学校への出前授業の実施、日田三隈高校と宇佐産業科学高校では問題発見能力、課題解決能力の育成を目指した課題解決学習を実施した。 また、令和5年度はモデル校である情報科学高校の先行事例をパッケージ化し、さらなる水平展開を図る予定である。 【対応済】</p>	<p>報告書 139 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 23-2 県内企業を中心とした協力企業の掘り起こしについて 連携企業に留まらず、県内企業を中心に当該事業の趣旨に賛同する協力企業を増やしていくことに努められたい。</p>	<p>令和4年度は外部コーディネーターを活用した結果、連携企業が4社増加した。令和5年度は包括連携協定外の県内企業からも連携企業や協力企業が生まれるよう掘り起こしに努め、新規取組の推進を図る予定である。 【対応済】</p>	<p>報告書 140 ページ</p>

(注) 表中の「報告書」とは、令和4年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第689号により公表された「令和3年度包括外部監査結果報告書」である。